

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・泉大津税務署長
平成20年8月29日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 本件施設は、これを一体とみて、ばい煙処理の用に供されている機械及び装置であるといえるのであって、耐用年数省令2条2号別表第六の種類「機械及び装置」として、耐用年数を7年として普通償却限度額を算定すべきであるとの一審原告会社の主張が、本件施設は、工場棟上屋があるほか、それぞれ独立の機能、効用を有する機械及び装置等により構成されており、これを全体で1つの機械及び装置とみることが無理であり、建物や各設備ごとに区分してそれぞれの効用の耐用年数を考えることができ、法人税法及びその委任を受けた政令や耐用年数省令に照らしても、それぞれの規定による設備毎に減価償却をすべきものと解するのが相当であるとして排斥された事例
- (2) 廃棄物ピットの側壁が工場棟の上屋(建物)の縦材の鉄骨の基礎として全く利用されていないことが明らかになったから、これを建物及びその附属施設ということができないとの一審原告会社の主張が、廃棄物ピットは、その側壁の構造上も、本件施設中の4階建てに相当する工場棟上屋の基礎となっており、コンクリートの直方体も廃棄物ピットの側壁の上に設置されているものと推認され、したがって、廃棄物ピットは、建物である工場棟上屋の一部であり、「建物」としての耐用年数を適用すべきであるとして排斥された事例
- (3) 廃棄物クレーン及び投入ホoppaが廃棄物を定量的に供給することにより、本件施設の焼却装置における安定的な完全燃焼が可能となり、それにより黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物及びダイオキシン類の排出を抑制することになるからばい煙処理の用に供される機械及び装置であるとの一審原告会社の主張が、廃棄物クレーン及び投入ホoppaの本来的な効用は、あくまで、運搬及び供給にあり、それらの機能がばい煙の処理の観点から優れていることがあったとしても、そのことによって、これらの設備が耐用年数省令2条2号のばい煙処理の「用に供されている減価償却資産」であるとまでいえないとして排斥された事例
- (4) ロータリンキルン、後燃焼ストーカ、油圧ユニット、再燃焼室、助燃バーナー、補助燃料タンク、補助燃料供給ポンプ及び羽口金物冷却ファン(以下「各焼却設備」という。)については、公害防止等の観点を含む耐用年数省令の同号の趣旨に照らした弾力的な解釈手法を考慮して、ばい煙処理用の機械及び設備とすべきとの一審原告会社の主張が、各焼却設備は、廃棄物を焼却して減容させることを直接の目的とする本件施設の基本的、中核的な焼却設備部分というべきものであって、これらの部分においてばい煙の抑制や内部で発生したばい煙等の有害物質の処理のために各設備において様々な機能や工夫が施され、燃焼の過程で発生した有害物質除去のための化学反応が起こっているとしても、これらは、結局のところ、廃棄物の燃焼をより精度の高い完全なものにするための様々な機能や工夫であるといえるのであり(むろん、それらの機能や工夫も公害防止の観点からは評価されるべきものではある。)、各燃焼設備の主たる目的はあくまで廃棄物の焼却による燃焼反応をさせることにあるのであって、それらの機能や工夫があるからといって、極めて性能の良い優れた機械設備であるとはいっても、各設備自体が、耐用年数省令2条2号所定のばい煙処理の「用に供されている減価償却資産」であるとまでいえないものと解されるとして排斥された事例

- (5) 押込ファンは、後燃焼ストーカ及び再燃焼室へ空気を供給する設備で、風道は、押込ファンで空気を送り込むためのダクトであり、いずれも、各焼却設備と同様の焼却設備又はその附属設備であり、蒸気タービンは、廃熱ボイラで生成された水蒸気によってタービンを回転させて本件施設で使用する電気を発電する設備であって、いずれも、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供されている機械及び装置とはいえないとされた事例
- (6) 再燃焼室ピットが再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤ等の機械及び装置と分離可能であるとか、別個に取替が可能であるとか、本件仕様書では、再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤとは別個の建築項目として記載されていることなどを挙げ、上部の機械及び装置と一体として評価することはできず、再燃焼室ピットは構築物であるとの課税庁の主張が、上部の機械及び装置の基礎となること以外に再燃焼室ピットの独自の効用が特にあるとまでは考えられず（課税庁は、300トン以上の大型の機械及び装置等を収納するという独立の効用を果たすことができるなどと主張するが、本件の再燃焼室ピットにそのような効用があるものとは認められない。）、再燃焼室ピットが上部の機械及び装置と分離可能であることは、各焼却設備としての機械及び装置の基礎部分であって、その上部の機械及び装置と一体となってその効用を発揮するものと考えられ、上部の機械及び装置の一部として減価償却資産とすべきものとの妨げとなるものではなく、むしろ、令13条2号で構築物として例示する「ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突」などはいずれも機械及び装置の基礎となるような土木設備又は工作物ではないこと、それに、耐用年数通達1-4-8の前提となる機械装置の基礎についての原則的な考え方からも、再燃焼室ピットは、機械及び装置の基礎部分とみるのが合理的であるとして排斥された事例
- (7) 本件施設を一体として特別償却の対象とすべきであるとの一審原告会社の主張が、本件施設は、工場棟上屋があるほか、それぞれ独立の機能、効用を有する機械及び装置等により構成されており、これを全体で1つの機械及び装置とみることは無理であり、それぞれの設備毎に減価償却をすべきものであることは、特別償却についても普通償却と同様であると解されるとして排斥された事例
- (8) 廃棄物ピットは、建物である工場棟の上屋の一部であり、昭和48年大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第140号による改正前のもの。以下「本件告示」という。）別表一は、種類「建物」について騒音防止用設備としての「遮音壁」しか規定しておらず、廃棄物ピットが「遮音壁」でないことは明らかであるから、本件特別償却をすることはできないとされた事例
- (9) 再燃焼室ピットを構築物とした上で、特別償却できないとの課税庁の主張が、再燃焼室ピットは、焼却設備である機械及び装置の基礎として、それらと一体となる機械及び装置であり、租税特別措置法43条1項（特定設備等の特別償却）、同法施行令（平成13年政令第141号による改正前のもの）28条1項、本件告示別表一の種類「機械及び装置」、区分「産業廃棄物処理用設備」、細目「高温焼却装置」に該当するから本件特別償却をすることができるとして排斥された事例

判 決 要 旨

(1)～(9) 省略

（第一審・大阪地方裁判所 平成●●年（○○）第●●～●●号、平成18年7月18日判決、本資料256号-194・順号10454）

判 決

控訴人・被控訴人（以下「第1審原告」という。）

A株式会社

同代表者代表取締役 甲
同訴訟代理人弁護士 石井 義人
同 安藤 誠一郎
同 林 健太郎
同 村上 知子
同訴訟復代理人弁護士 石田 大輔
同補佐人税理士 疋田 実
被控訴人・控訴人（以下「第1審被告」という。）

泉大津税務署長

弘田 六助

同指定代理人 網田 圭亮
同 新免 久弘
同 住川 勝幸
同 原 茂信
同 福田 ちひろ

主 文

- 1 第1審原告と第1審被告の各控訴をいずれも棄却する。
- 2 第1審原告の控訴費用は第1審原告の、第1審被告の控訴費用は第1審被告の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 第1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 第1審被告が平成13年6月27日付けでした第1審原告の次のとおりの法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定（ただし、いずれも、平成15年7月2日付けの国税不服審判所長による裁決及び同月22日の訂正裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
 - ア 平成9年9月1日から平成10年8月31日までの事業年度（以下「平成10年8月期」といい、他の事業年度も同様にいう。）の更正のうち所得金額1億7295万8026円、納付すべき税額6388万6800円を超える部分及び同事業年度の過少申告加算税賦課決定のうち納付すべき税額473万6500円を超える部分
 - イ 平成11年8月期の事業年度の更正のうち所得金額2億0892万7628円、納付すべき税額7297万9500円を超える部分及び同事業年度の過少申告加算税賦課決定のうち納付すべき税額60万7000円を超える部分
 - ウ 平成12年8月期の事業年度の更正のうち所得金額4億8398万5822円、納付すべき税額1億5024万8300円を超える部分及び同事業年度の過少申告加算税賦課決定のうち納付すべき税額46万1000円を超える部分

- (3) 第1審被告の控訴をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも、第1審被告の負担とする。

2 第1審被告

- (1) 原判決中第1審被告敗訴部分をいずれも取り消す。
- (2) 上記部分につき第1審原告の請求をいずれも棄却する。
- (3) 第1審原告の控訴をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも、第1審原告の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、産業廃棄物処理を業とする第1審原告が、平成10年8月期ないし平成12年8月期までの後記の本件各事業年度の法人税の青色申告及び修正申告をし、これらに対し、第1審被告が、平成13年6月27日付けで、前記の修正申告は、第1審原告が平成10年3月31日に取得したGのB株式会社施工に係る後記の産業廃棄物焼却施設（後記の本件施設）について、法人税法（以下「法」ともいう。）及び租税特別措置法上損金に算入できる減価償却費限度額を超えて損金に算入するなどした過少申告であるなどとして更正及び過少申告加算税賦課決定（甲1の1ないし3、以下、一括して「本件各処分」といい、各更正について「本件各更正」という。）をしたところ、第1審原告は、本件各処分には本件施設に係る減価償却費限度額について、本件施設をばい煙処理の用に供される減価償却資産、公害等の防止に資する減価償却資産として一体評価されるべきであるのに過度に細分化して評価し、より長期の耐用年数を適用するなど減価償却限度額を過少に算定した違法があるなどと主張し、異議申立てによる第1審被告の異議の棄却決定（甲2）及び審査請求による国税不服審判所長の一部取消裁決（平成15年7月2日の裁決及び同月22日の訂正裁決、甲3の1、2）を経て、第1審被告に対し、前記一部取消しの後の本件各処分の一部取消しを求めた事案である。
- 2 原判決は、第1審原告の請求を一部認容したが、これに対し、第1審原告と第1審被告とが、いずれも、それぞれの敗訴部分につき控訴した。
- 3 法令等の定め、前提事実、第1審被告が主張する第1審原告の法人税額等、争点、第1審被告の主張、第1審原告の主張は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」中の第2の2ないし7（原判決4頁6行目から34頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決4頁7行目の「法人税法31条1項は、」を「法2条23号は、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具等の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものを、減価償却資産とし、法31条1項は、」に改める。
 - (2) 原判決4頁15行目から16行目にかけての「法人税法施行令56条は、減価償却資産の耐用年数を財務省令（旧大蔵省令）で定めるところ、」を「法人税法施行令（以下「令」ともいう。）13条は、法の前記規定を受けて、政令で定める減価償却資産として、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち、1号において建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）を、2号において構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）を、3号において機械及び装置を、4号において船舶を、5号ないし9号において他の資産

をそれぞれ定め、令48条は、減価償却資産の償却限度額の計算上選定することができる償却の方法として、建物や建物の附属設備、構築物、機械及び装置等について、当該資産の耐用年数に応じた償却率による減価償却の方法等について規定し、令56条は、上記の耐用年数、当該耐用年数に応じた償却率及び残存価額については、財務省令で定めるところによると規定している。そして、」に改める。

- (3) 原判決4頁20行目の「両者を合わせて「耐用年数省令」という。」を「旧耐用年数省令（乙1の1）と新耐用年数省令（乙1の2）で改正のないものについては、一括して単に「耐用年数省令」と表記する。」に改める。
- (4) 原判決5頁4行目から5行目にかけての「ばい煙処理の用に供されている減価償却資産で別表第六に掲げるものについては同表により」を「ばい煙処理（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項若しくは第4項（定義）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法17条第1項（特定物質に関する事故等の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六に掲げるものについては、同表に従って、構築物と機械及び装置の種類によって区分され、更に、それぞれの種類について細目が設けられて」に改める。
- (5) 原判決5頁15行目の「「構築物」の前に「種類」を加え、同19行目の「設備の種類」を「番号369の設備の種類」に改める。
- (6) 原判決6頁7行目から8行目にかけての「別表第六に記載されているもののうち」を「別表第六に記載されているもののうち種類」に改める。
- (7) 原判決6頁11行目の「租税特別措置法」を「また、上記のような普通償却の他に、更に、租税特別措置法」に改める。
- (8) 原判決6頁21行目の「租税特別措置法施行令」から同25行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、公害防止用設備を定める政令である租税特別措置法施行令（平成13年政令第141号による改正前のもの。以下「措置法施行令」という。）28条1項は、大気の汚染、水質の汚濁その他の公共の災害の防止のため、その災害の基因となる有害物の除去又はその災害による被害の減少に著しい効果がある機械その他の減価償却資産で大蔵大臣（現財務大臣）が指定するものを公害防止用設備とするものとし、これを受けた昭和48年大蔵省告示第69号（平成10年大蔵省告示第140号による改正前のもの。以下「本件告示」という。乙8）は、一般公害防止用設備として、その別表一番号1において、建物のうちの騒音防止用設備としての遮音壁を、番号2において、構築物のうちの汚水処理用設備のうちの槽、塔、水路及び貯水池を、ばい煙処理設備としての槽及び塔、煙突を、番号3において、機械及び装置のうちの、汚水処理用設備としての汚水処理装置、ばい煙処理用設備としてのばい煙処理装置、窒素酸化物抑制設備としての窒素酸化物抑制装置、特定粉じん処理用設備としてのろ過集じん装置を、指定物質回収・処理用設備としての活性炭吸着式回収装置を含む3つの装置を、産業廃棄物処理用設備として的高温焼却装置、有害污泥処理装置、鋳物廃砂処理装置をそれぞれ規定している。」

(9) 原判決7頁13行目の「以下同じ。」の次に「原判決別紙4の第五次配賦の合計(③+④)欄参照。」を加え、同16行目の「建設費の内訳は、」を「建設費の内訳で減価償却の基礎となる取得価額の基準となる基準額は、」に改め、同20行目の「以下「本件償却資産」という。」の次に「原判決別紙4の第五次配賦の減価償却資産の取得価額(⑤-⑥)欄参照。」を加え、同23行目の「別紙1争点表」を「本判決別紙争点表(なお、これは原判決別紙1の争点表に、原判決別紙4、別紙5の各番号を付したもので、以下、各設備を表示する場合に、その番号のみで表示することもある。)」に改め、同26行目の「その配列は、別紙2フローシートのとおりである」を「その処理及び作業工程を示した配列は、原判決別紙2のとおりである。」に改める。

(10) 原判決13頁8行目の「原告は、」から同10行目の「本件特別償却」までを次のとおり改める。

「第1審原告は、本件施設のうちの建物(廃棄物ピットを除く。以下同じ。)及び煙突以外のすべての施設について、これを前記のとおりの大気汚染防止法所定のばい煙等の処理の用に供されている機械及び装置であるとして耐用年数省令2条2号別表第六に従って普通償却をし、更に、措置法43条1項1号、措置法施行令28条1項、本件告示別表一によれば、大気汚染、水質汚濁その他の公共の災害の防止のため、その災害の基因となる有害物の除去又はその災害による被害の減少に著しい効果がある機械その他の減価償却資産で本件告示により定められたものであるとして、本件特別償却」

(11) 原判決13頁18行目の「所得税に係る本件各更正を行い、」から同19行目末尾までを「法人税に係る本件各処分をした。」に、同21行目の「本件各更正」を「本件各処分」に改める。

(12) 原判決13頁25行目の「裁決(以下「本件裁決」という。)をした。」を「裁決(平成15年7月2日付け裁決書及び同月22日付け裁決書訂正書・甲3の1、2、以下、一括して「本件裁決」という。)」に改める。

(13) 原判決19頁8行目冒頭から同13行目末尾までを次のとおり改める。

「(1) 本件施設は、法人税法上、これを一体とみて、その耐用年数については、耐用年数省令2条2号所定のばい煙処理の用に供されている機械及び装置として、その別表第六に従って7年として普通償却限度額を算定すべきものか。仮に、設備ごとに区分して取得価格を算定した上で普通償却限度額を算定するとして、本判決別紙争点表の番号1、2、6ないし17、32、36、38、39、51、54、73の各設備等(以下「本件各係争設備等」という。)の耐用年数については、耐用年数省令2条2号別表第六の種類・機械及び装置に該当するものとして耐用年数を7年として各設備ごとにその普通償却限度額を算定すべきか。耐用年数を何年として普通償却限度額を算定すべきか。

(2) 平成10年8月期の事業年度において、本件施設を一体とみて、普通償却に加えて、措置法による特別償却(初年度特別償却)をすることができるか。仮に、個別の施設ごとに特別償却をすることで、番号1、51、54、69ないし78の各設備・工事について、特別償却をすることができるか。」

(14) 原判決20頁6行目の「廃棄物ピットは、」の次に「そもそも機械及び装置では

なく、建物であるから第1審原告の主張は失当である。廃棄物ピットは、」を、同19行目の「これらの設備は、」の次に「ばい煙処理の用に供されるものではなく、」を加える。

(15) 原判決22頁12行目の「すべて」を「すべて、措置法、措置法施行令及び本件告示で定められた公害防止用設備に該当するから」に改める。

(16) 原判決22頁16行目の「廃棄物ピットは、」を「廃棄物ピットは、機械及び装置ではなく、建物であって、」に改める。

(17) 原判決22頁26行目の「ばい煙処理装置、」を削り、同行目から23頁1行目にかけての「鋳物廃砂処理装置につき」から同3行目末尾までを次のとおり改める。

「鋳物廃砂処理装置、その他、汚水処理用設備の汚水処理装置、ばい煙処理用設備のばい煙処理装置、窒素酸化物抑制設備のうちの窒素酸化物抑制装置、特定粉じん処理用設備のろ過集じん装置、指定物質回収・処理用設備の活性炭吸着式回収装置、燃焼式処理装置及び蒸留式回収装置について、本件特別償却が可能であるが、蒸気タービン等の機能は、あくまでも発電に限られ、それらのいずれにも該当しない。」

(18) 原判決23頁7行目から8行目にかけての「汚水用処理設備等」から同9行目末尾までを「汚水用処理設備及びこれと同時に設置する雨水利用設備の槽及び塔、水路及び貯水池、ばい煙処理用設備の槽及び塔、煙突に限られるところ、再燃焼室ピットは、これらのいずれにも該当しない。」に改める。

(19) 原判決27頁9行目の「廃棄物ピットは」の次に「、建物ではなく、」を加え、同21行目の「本件施設の廃棄物クレーンは、」を「本件施設の廃棄物クレーンは、ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。廃棄物クレーンは、」に改める。

(20) 原判決28頁7行目の「投入ホッパは、」の次に「ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。投入ホッパは、」を、同19行目の「ロータリーキルンは、」の次に「ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。ロータリーキルンは、」を加える。

(21) 原判決29頁4行目の「再燃焼室は、」の次に「ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。再燃焼室は、」を、同21行目の「後燃焼ストーカは、」の次に「ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。後燃焼ストーカは、」を加える。

(22) 原判決30頁6行目の「再燃焼室ピットは、」の次に「ばい煙処理の用に供される機械及び装置であって、構築物ではない。再燃焼室ピットは、」を加える。

(23) 原判決30頁15行目の「蒸気タービン等は、」の次に「ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。蒸気タービン等は、」を加える。

4 第1審原告の主張の補足

(1) 本件施設は、異なる機能を有する複数の部分が存在するが、それらが相互に連動して一連の廃棄物処理を行うように一体として設計・設置されており、各部分を単独で作動させることもできず、途中の過程での割込みも構造上、機能上不可能となっている。

したがって、本件施設は、その全体が、減価償却資産として1つの機械と評価されるべきであり、また、全体として、有害危険な物質の抑制、転換をし、ダイオキシン類を含む燃焼ガスを再燃焼室上部で高温滞留させるなどして分解し、ばい煙を処理す

るものであるから、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供される機械に該当する。

(2) 本件各係争設備等は、個別の施設としても、いずれも、焼却及び燃焼ガスの高温滞留によりばい煙を処理するもので、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供される構築物又は機械及び装置に該当する。すなわち、

ア 番号1（廃棄物ピット）は、その側壁が工場棟の上屋（建物）の縦材の鉄骨の基礎として全く利用されておらず（甲37の写真）、これを建物ということはできない。また、番号1は、ばい煙処理に必要な廃棄物クレーンによる破碎、かくはん、混合作業を可能にするための不可欠な部分であり、減価償却資産として、ばい煙処理の用に供される機械及び装置である。

イ 番号8ないし17、中でも番号10、11及び13は、ばい煙の発生を抑制するのみならず、番号13の再燃焼室は、ばい煙処理のために特に高く設計されたもので、その上部で、燃焼ガスを高酸素下で850度以上の高温状態で2秒以上滞留させるなどし、これによって燃焼ガスに含まれる黒煙すす、一酸化炭素、窒素酸化物、ダイオキシンを処理するものである。具体的には、焼却炉本体における処理と燃焼ガス滞留室における処理に区分され、①一酸化炭素については、(ア)炉本体における完全燃焼による転換及び抑制、(イ)燃焼ガス滞留室における気相反応による転換、②ダイオキシン類については、(ア)炉本体における完全燃焼による抑制、(イ)燃焼ガス滞留室における高温滞留による分解、③窒素酸化物については、(ア)炉本体の温度調節による抑制、(イ)燃焼ガス滞留室におけるアンモニアとの反応による処理であって（甲38・丙の陳述書）、耐用年数省令2条2号に「その他これらに類する方法による処理」とあることから明らかなように、これらの設備が同号所定のばい煙の処理の用に供する機械及び装置であることは明らかである。

ウ 番号51、54（蒸気タービン）は、発電機と共に、本件施設にその消費電力のおよそ3分の2を供給する施設である。

(3) 番号73（再燃焼室ピット）は、機械及び装置である再燃焼室及び後燃焼ストーカの真下にこれらを設置するために設計されたもので、それ自体独立の効用もないから、機械及び装置の基礎であって、それに含めて減価償却資産とされるべきである。

5 第1審被告の主張の補足

(1) 番号73（再燃焼室ピット）は、機械及び装置ではなく、それとは別個の構築物としての減価償却資産であり、耐用年数省令1条1号、別表第一の種類・構築物、構造又は用途・鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りのもの、細目・その他のものとして、その耐用年数は60年とすべきである。

ア 番号73は、後燃焼ストーカの真下に位置し、後燃焼ストーカから排出された灰を移動させながら冷却し、外部に運び出す灰出コンベヤを設置するための部屋で、その内部には照明器具、放送用スピーカーも設置され、それは、地面を掘り下げて構築された極めて強固で大規模な鉄筋コンクリート製の工作物であり、令13条2号も、構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）と規定する。

イ 番号73は、再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤ等の機械及び装置とは

分離可能で、独自の通常の効用持続年数が考えられる。再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤは別個に取替が可能である。したがって、番号73は、減価償却資産としてそれ自体で一単位の構築物であって、他の機械及び措置部分と一体評価をすべきではない。契約仕様書（甲12）によっても、再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤとは別個の建築項目として記載されている。

ウ 耐用年数通達1-4-8（乙20）は、自動車ボデーのタンデムプレスラインで、多量生産方式に即するため、ピットを構築してプレスを装架する等の方式の場合における当該ピット部分は建物に含めると定める。しかし、これは、機械及び装置の基礎部分はそれに含めるのが一般的ではあっても、その基礎の構造、規模いかんによっては、機械及び装置とは別個に、建物又は構築物に含める場合があるとの考え方を示したものである。

(2) 本件施設は、一体として、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供される機械に該当するとする第1審原告の主張は争う。本件施設は、本来の基本的機能である焼却処理の機能を果たす設備と、公害防止のための排ガス処理の機能を果たす設備などにより構成されており、それぞれ独立の機能、効用を営み得る建物、構築物及び機械・装置により構成されており、減価償却資産としては、それぞれ別個の設備として基準額を定め、その上で、各設備の減価償却の基礎となる取得価額については、詳細見積内訳書（乙5）に基づき、共通仮設工事費、設計費、附帯設備、支払手数料及び借入金利息、除鉄マンガン装置を各設備の基準額等に応じて配賦し、原判決別紙4のとおり算出してその「第五次配賦」欄のとおり8つの区分に応じた各取得額を算出し、その上でそれぞれの取得価額を基に各設備毎に決定した耐用年数によって普通償却（平成10年8月期については更に本件特別償却）をして、本件各年度の損金算入限度額を決定すべきである。本件各事業年度の償却限度額の計算は、原判決別紙6ないし8のとおりである。

(3) 本件各係争設備等は、いずれも、耐用年数省令2条2号所定の「ばい煙処理」、すなわち、ばい煙についての同号所定の「重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これに類する方法による処理」のいずれの処理にも該当するものではなく、同号所定の処理の用に供するものではない。第1審原告の主張のうち、減価償却資産として番号13（再燃焼室）を焼却炉本体と燃焼ガス滞留室に区分して論ずる部分は失当である。番号13（再燃焼室）について、これを焼却炉本体と焼却ガス滞留室に区分する第1審原告の主張は、その区分の根拠がなく、またその境界も不明であって失当である。また、第1審原告が主張する焼却炉本体部分からも、燃焼ガス滞留室部分からも窒素酸化物が発生しているから、ばい煙処理の用に供されている設備とはいえない。なお、ダイオキシンは、耐用年数省令2条2号の「ばい煙」には該当しない。

本件各係争設備のうち、番号1は、建物であって、機械及び装置ではない。その側壁の一部が工場棟の上屋の基礎の一部として利用された構造になっている。写真（甲37）に写っているコンクリート片は限られた部分であり、それは番号1の側壁の上に存在している。番号51、54は、その機能はあくまで発電である。

(4) 番号1、35、51、54、69ないし78の各設備及び工事について、平成1

0年8月期において措置法による本件特別償却をして特別償却限度額を損金に算入することもできない。番号1は建物であり、建物については騒音防止用設備でなければ特別償却はできない（本件告示別表一番号1）。番号51、54は、機械及び装置であり、本件告示別表一番号3の「汚水処理用設備」、「ばい煙処理用設備」、「窒素酸化物抑制設備」、「特定粉じん処理用設備」、「指定物質回収・処理用設備」のどの区分にも該当しないから、本件特別償却はできない。

第3 当裁判所の判断

1 第1審原告の本件各事業年度の法人税の課税要件のうち、本件施設に係る減価償却（普通償却及び特別償却）の損金算入に係る部分以外の要件については、以下のとおりである。

(1) 平成10年8月期

第1審原告の修正申告における所得金額、損金算入額のうち消耗品が175円、寄付金が209万2587円であること、法人税額の特別控除額、使途秘匿金及びこれに対する税額、控除所得税額等は、いずれも、原判決別紙3のとおりであって、当事者間に争いが無い。

(2) 平成11年8月期

第1審原告の修正申告における所得金額、使途秘匿金及びこれに対する税額、控除所得税額等は、いずれも、原判決別紙3のとおりであって、当事者間に争いが無い。

(3) 平成12年8月期

第1審原告の修正申告における所得金額、使途秘匿金及びこれに対する税額、控除所得税額等は、いずれも、原判決別紙3のとおりであって、当事者間に争いが無い。

2 本件施設に係る普通償却の耐用年数について（争点(1)）

(1) 判断の基礎となる認定事実は、前記前提事実に加え、次のとおり付加・訂正するほか、原判決35頁5行目から39頁6行目までのとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決35頁5行目の「甲3から5まで、」から同6行目の「証人乙」までを「甲3ないし5、11ないし17、22、30ないし47、乙3、23ないし29（枝番を含む。）、証人乙（以下、これらの各証拠を「本件各証拠」ともいう。）」に改める。

イ 原判決36頁5行目の「その上部を」から同7行目末尾までを「その上部が工場棟で覆われている。工場棟の壁面が廃棄物ピットの壁面と重なる部分においては、工場棟の縦材の下部にコンクリートの直方体が設置されている部分もあるが、工場棟は、全体として、廃棄物ピットを基礎として建設されている。」に改める。

ウ 原判決36頁21行目の「吸じん装置」を「給じん装置」に改める。

(2) 第1審原告は、争点(1)の中で、本件施設は、これを一体とみて、ばい煙処理の用に供されている機械及び装置であるといえるのであって、耐用年数省令2条2号別表第六の種類「機械及び装置」として、耐用年数を7年として普通償却限度額を算定すべきであるとの趣旨の主張をする。

確かに、前記認定事実及び本件各証拠によれば、本件施設は、第1審原告が一括発注して、設計されて設置され、第1審原告は、その業務上、1つの廃棄物処理施設と

して稼働させており、その中の個々の設備等も、有機的に連携、関連し合っばい煙処理に役立っているものもあると認めることができる。

しかしながら、前記認定事実によれば、本件施設は、その全体の構造に照らしても、社会通念上も明らかに建物である工場棟上屋が存在するほかに、廃棄物ピット（番号1）を含む地下部分の設備、廃棄物の受入供給設備、運搬設備、給排水設備、電気設備等のそれぞれ異なる機能を有する諸設備が存在することが明らかであり、これらの建物や各設備毎に実際の耐用年数も異なり、各設備毎に新しい設備に取り替えをすることも原則的には可能であると考えられ（第1審原告は、これに反する主張もするが、少なくとも、本件施設について各設備毎に新しい設備に取り替えることが不可能であるとは認められない。）、本来的な基本的機能である焼却処理の機能を果たす設備と、公害防止のための排ガス処理の機能を果たす設備などにより構成され、それぞれ独立の機能、効用を営み得る建物、構築物及び機械・装置等により構成されていると認められる。そして、法2条23号は、法31条により法人税において損金算入できる減価償却資産について、「建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。」と規定して、建物、構築物、機械及び装置等を明確に区別しており、法の委任を受けた政令である令の13条において、減価償却資産の範囲として、その1号において「建物及びその附属設備」を、2号において「構築物」を、3号において「機械及び装置」を、4号において「船舶」を、5号において「航空機」を、6号において「車両及び運搬具」を、7号において「工具、器具及び備品」を、8号において「無形固定資産」を、9号において「生物」を掲げて、これらを区別して規定している。更に、令48条以下において、減価償却資産の償却の方法を規定するとともに、令56条において、減価償却する場合の耐用年数、当該耐用年数に応じた償却率及び残存価格については財務省令で定めるところによる、と規定し、その財務省令である耐用年数省令1条は、一般の減価償却資産の耐用年数として、令13条の上記の各資産の区別を前提として、別表第一ないし第四に従って、各資産について更にその構造又は用途、細目に応じたそれぞれの耐用年数を定め、耐用年数省令2条も、特殊の減価償却資産の耐用年数として、同様に、令13条の上記の各資産の区別を前提として細目まで区分してそれぞれの耐用年数を定めている。

【判示(1)】

このようにみてくると、本件施設は、工場棟上屋があるほか、それぞれ独立の機能、効用を有する機械及び装置等により構成されており、これを全体で1つの機械及び装置とみることが無理であり、建物や各設備ごとに区分してそれぞれの効用の耐用年数を考えることができ、法及びその委任を受けた令や耐用年数省令に照らしても、それぞれの規定による設備毎に減価償却をすべきものと解するのが相当である。のみならず、前記認定のとおり、本件施設は、破碎選別処理施設から排出された建設混合廃棄物の可燃物と廃プラスチックを焼却処理により減容することを目的とした施設であって、本件施設全体をばい煙処理の用に供された施設とみることが困難であるといわざるを得ない。

したがって、第1審原告の前記主張は上記のいずれの観点からも採用することはできず、前記認定事実や本件仕様書に照らすと、本件施設に係る本件各事業年度の減価

償却については、本判決別紙争点表の番号1ないし79の各施設や工事毎にその基準額を算出し、共通仮設工事費、設計費等を順次配賦して減価償却の基礎となる取得価額を定め、各設備及び工事毎に、耐用年数省令によって耐用年数等を定めて、その損金算入限度額を定めるべきであると解される。

- (3) 本判決別紙争点表の争点1の欄で「争点」と記載されている本件各係争設備等以外のその余の各設備、すなわち、番号3ないし5、18ないし31、33ないし35、37、40ないし50、52、53、55ないし72、74ないし78の各設備・工事については、同表記載のとおり種類・耐用年数によることについて、少なくとも第1審原告から積極的な主張がなく、弁論の全趣旨によれば、それらのおりの種類・耐用年数に従って各基準額を基にして減価償却資産として普通償却限度額を算定すべきであると認められる。
- (4) 本件各係争設備等の耐用年数については、次のとおりである。

ア 番号1（廃棄物ピット）については、本件施設中の工場棟と一体を成す建物であって、機械及び装置ではないというべきである。その理由は、原判決40頁11行目冒頭から41頁25行目末尾までと同じであるからこれを引用する（ただし、原判決41頁16行目の「後記ウ(ア)のような、」を削る。）。第1審原告は、廃棄物ピットの側壁が工場棟の上屋（建物）の縦材の鉄骨の基礎として全く利用されていないことが明らかになったから、これを建物及びその附属施設ということができないとも主張し、写真（甲37）を援用する。しかし、同写真によっても、工場棟上屋の縦材の鉄骨の一部についてその地上面との接地部分に幅約70センチメートル、奥行約70センチメートル、高さ約106センチメートルのコンクリートの直方体が設置されていることが認められるが、そのことから地下部分に設けられた廃棄物ピットの側壁が工場棟上屋の基礎として利用されていないことはできない。むしろ、証拠（甲8、12、乙5、23の1ないし3）によれば、廃棄物ピットは、その側壁の構造上も、本件施設中の4階建てに相当する工場棟上屋の基礎となっており、前記のコンクリートの直方体も廃棄物ピットの側壁の上に設置されているものと推認される。したがって、廃棄物ピットは、建物である工場棟上屋の一部として、平成10年8月期につき、旧耐用年数省令1条1項1号別表第一の種類「建物」、構造又は用途「金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）」、細目「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」のうちの「その他のもの」のうちの「その他のもの」として35年の、平成11年8月期及び平成12年8月期につき、新耐用年数省令1条1項別表第一の種類「建物」の上記「その他のもの」として31年の耐用年数とすべきである。

【判示(2)】

イ 番号2（廃棄物クレーン）、番号6、7（No1、2容器廃棄物コンベヤ）、番号8（投入ホッパ）及び番号9（給じん装置）、番号38（灰出コンベヤ）及び番号39（焼却灰移送コンベヤ）については、前記認定事実、本件各証拠及び弁論の全趣旨によれば、廃棄物クレーンは、廃棄物ピットに貯留された産業廃棄物を破碎及びかくはんして均一化した後、投入ホッパに投入・供給する機械及び装置であり、廃棄物コンベヤは、感染性廃棄物を直接ロータリーキルンへ投入するための運搬のための機械及び装置であり、投入ホッパ（コンベヤ部分及びダンパー部分）は、ロ

ロータリーキルンへ廃棄物を供給するための機械及び装置であり、給じん装置は、投入ホッパとロータリーキルンの接続部分で廃棄物の計量機能も有するものであり、灰出コンベヤ及び焼却灰移送コンベヤ（甲12の107頁、甲14の写真16）も、後燃焼ストーカから排出された焼却灰を湿潤状態あるいは加湿状態で運搬するための機械及び装置であって、いずれも、それぞれの機械及び装置自体がばい煙処理の用に供されるものではなく、実際にもばい煙処理の用に供されていると認めることはできない。これらの設備は、いずれも、機械及び装置であるが、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供されている減価償却資産であるとはいえず、耐用年数省令1条1項2号別表第二の番号369の、細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

【判示(3)】

第1審原告は、廃棄物クレーン及び投入ホッパが廃棄物を定量的に供給することにより、本件施設の焼却装置における安定的な完全燃焼が可能となり、それにより黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物及びダイオキシン類の排出を抑制することになるからばい煙処理の用に供される機械及び装置であるとの趣旨の主張をする。しかし、廃棄物クレーン及び投入ホッパの本来的な効用は、あくまで、前記のとおり運搬及び供給にあり、それらの機能がばい煙の処理の観点から優れていることがあったとしても、そのことによって、これらの設備が耐用年数省令2条2号のばい煙処理の「用に供されている減価償却資産」であるとまではいえない。

ウ 番号10ないし17（ロータリーキルン、後燃焼ストーカ、油圧ユニット、再燃焼室、助熱バーナ、補助燃料タンク、補助燃料供給ポンプ、羽口金物冷却ファン）については、前記認定事実、本件各証拠及び弁論の全趣旨によれば、ロータリーキルンは、廃棄物を回転、かくはん・混合させながら下方に移動させ、再燃焼室からの輻射熱により、廃棄物を乾燥あるいは熱分解してガス化させて燃焼させる装置であり、後燃焼ストーカは、ロータリーキルンでの処理後の残渣をかくはんしながら効率的に燃焼させる設備であり、油圧ユニットは、容器廃棄物供給用プッシャーを作動させて後燃焼ストーカと一体で燃焼機能を果たすための設備であり、再燃焼室は、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカで発生した燃焼ガスを更に完全燃焼させる設備であり、助熱バーナは、焼却装置の始動時の昇温や温度維持を行う設備で、補助燃料タンクは、助熱バーナ用の補助燃料を貯留するもので、助熱バーナにその補助燃料を供給するポンプが補助燃料供給ポンプであり、羽口金物冷却ファンは、ロータリーキルンの羽口部を冷却する設備であること、これらの各設備内では、様々な機能や工夫が施され、廃棄物が燃焼すると共に、少なくとも、その過程で発生するダイオキシン類の熱分解、黒煙・すすの再度の燃焼、窒素酸化物のアンモニアによる窒素と水への還元反応等の化学反応も発生し、それにより、ダイオキシンはむろん、例えば、黒鉛・すす、窒素酸化物及び一酸化炭素の最終的な排出が相当程度抑制され、特に再燃焼室の内部において、排ガスを滞留させることによってこれらの有害物質の除去がされていることが認められ、これらの化学反応自体は、耐用年数省令2条2号所定のばい煙処理（少なくとも、上記の物質についての同号所定の「その他これらに類する方法による処理」として）に該当するものがあるものと認められる。また、上記各設備は、措置法による特別償却の関係では、後記のと

おり、産業廃棄物処理用設備の中の高温焼却装置として、本件特別償却の対象となる設備であることは第1審被告も自認するところである。

【判示(4)】

しかしながら、前記認定事実、本件各証拠及び弁論の全趣旨によれば、番号10ないし17の上記各焼却設備は、廃棄物を焼却して減容させることを直接の目的とする本件施設の基本的、中核的な焼却設備部分というべきものであって、これらの部分においてばい煙の抑制や内部で発生したばい煙等の有害物質の処理のために各設備において様々な機能や工夫が施され、前記のように燃焼の過程で発生した有害物質除去のための化学反応が起こっているとしても、これらは、結局のところ、廃棄物の燃焼をより精度の高い完全なものにするための様々な機能や工夫であるといえるのであり（むろん、それらの機能や工夫も公害防止の観点からは評価されるべきものではある。）、上記各燃焼設備の主たる目的はあくまで廃棄物の焼却による燃焼反応をさせることにあるのであって、それらの機能や工夫があるからといって、極めて性能の良い優れた機械設備であるとはいっても、各設備自体が、耐用年数省令2条2号所定のばい煙処理の「用に供されている減価償却資産」であるとまではいえないものと解される。これは、第1審原告が主張する公害防止等の観点を含む耐用年数省令の同号の趣旨に照らした柔軟かつ弾力的な解釈手法を考慮してもなお変わりはないというべきである。また、前記認定事実によれば、再燃焼室は、その構造上、これを更に設備として区分することはできないと考えられるから、第1審原告主張のように、再燃焼室を焼却炉本体と燃焼ガス滞留室に区分し、燃焼ガス滞留室部分では黒煙、すす等のばい煙処理がされていることが明らかであるとして、上記各焼却設備、又は少なくとも燃焼ガス滞留部分をばい煙処理の用に供されている機械及び装置であるとみることもできないといわざるを得ない（第1審原告の主張においても、燃焼ガス滞留室の位置関係も特定しているとはいえない。）。そして、本件施設による焼却処分の工程としては、上記各燃焼設備部分の後の工程として、燃焼ガス冷却設備として、番号18及び19のガス冷却用熱交換器及びガス冷却ファン、排ガス処理設備として、反応蒸発塔、バグフィルター等の番号20ないし29の各設備、余熱回収設備として、再燃焼室を出た高温の排ガスをダイオキシン類の再合成を避けるために急速に冷却するための番号30及び31の廃熱ボイラーがあり、これらの焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備及び余熱回収設備が、いずれも、ばい煙処理の用に供されている機械及び装置として耐用年数省令2条2号別表第六に該当することについて当事者間に争いがなく（本判決別紙争点表参照）に照らしても、上記各燃焼設備は、あくまで本来的な焼却のための設備であって、ばい煙処理の用に供されている機械及び装置とまではいえないというべきである。

このようにみても、上記各焼却設備は、いずれも、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供されている機械及び装置とはいえず、耐用年数省令1条1項2号別表第二の番号369の、細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである（前掲各証拠から、いずれも主として金属製のものと認められる。）。

エ 番号32（押込ファン）、番号36（風道）及び番号51、54（蒸気タービン）

【判示(5)】

についても、前記認定事実、本件各証拠及び弁論の全趣旨によれば、押込ファンは、後燃焼ストーカ及び再燃焼室へ空気を供給する設備で、風道は、押込ファンで空気を送り込むためのダクトであり、いずれも、前記の番号10ないし17と同様の焼却設備又はその附属設備であり、蒸気タービンは、廃熱ボイラで生成された水蒸気によってタービンを回転させて本件施設で使用する電気を発電する設備であって、いずれも、耐用年数省令2条2号のばい煙処理の用に供されている機械及び装置とはいえず、耐用年数省令1条1項2号別表第二の番号369により、上記各焼却設備と同様に17年の耐用年数とすべきである。

オ 番号73（再燃焼室ピット）について、前記認定事実、本件各証拠及び弁論の全趣旨によれば、再燃焼室ピットは、本件施設の中の工場棟の建物の外の機械及び装置群の中の再燃焼室及び後燃焼ストーカの真下に位置し、灰出コンベヤ等が設置されている鉄筋コンクリート製の部屋状のもので、その床面積は約140平方メートルであり、地平面から約3.0メートルから5.3メートルの深さを有する構造であること、その内部には照明器具、放送用スピーカーも設置されており、本件仕様書（甲12の201頁）上は灰出コンベヤを設置するための部屋とされているが、実際には、前記のとおり機械及び装置である再燃焼室及び後燃焼ストーカの基礎部分となっており、再燃焼室を設置する上での経済的な考慮から、地平面でなく掘下げ構造になっていることが認められる。

【判示(6)】

上記認定事実によれば、再燃焼室ピットは、機械及び装置群の中の番号10ないし17と同様の焼却設備としての機械及び装置の基礎部分であって、その上部の機械及び装置と一体となってその効用を発揮するものと考えられ、上部の機械及び装置の一部として減価償却資産とすべきものと解される。

第1審被告は、再燃焼室ピットが再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤ等の機械及び装置と分離可能であるとか、別個に取替が可能であるとか、本件仕様書（甲12）では、再燃焼室、後燃焼ストーカ及び灰出コンベヤとは別個の建築項目として記載されていることなどを挙げ、上部の機械及び装置と一体として評価することはできず、再燃焼室ピットは構築物であると主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、上部の機械及び装置の基礎となること以外に再燃焼室ピットの独自の効用が特にあるとまでは考えられず（第1審被告は、300トン以上の大型の機械及び装置等を収納するという独立の効用を果たすことができるなどと主張するが、本件の再燃焼室ピットにそのような効用があるものとは認められない。）、上部の機械及び装置と分離可能であることは、前記の認定判断の妨げとなるものではない。むしろ、令13条2号で構築物として例示する「ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突」などはいずれも機械及び装置の基礎となるような土木設備又は工作物ではないこと、それに、耐用年数通達1-4-8（乙20）の前提となる機械装置の基礎についての原則的な考え方からも、再燃焼室ピットは、機械及び装置の基礎部分とみるのが合理的である。また、第1審被告の主張に従って廃棄物ピットを構築物として耐用年数省令を適用すると、その耐用年数は60年になるところ、再燃焼室ピットの上部の再燃焼室や後燃焼ストーカ等の機械及び装置が前記説示のように17年の耐用年数とされることに照らしても、それは前記認定の

各設備や構造に照らして長期に過ぎるといふべきである。このようにみても、再燃焼室ピットは、上部の機械及び装置と一体として減価償却資産とするのが相当と考えられる。第1審被告のこの点に関する主張は採用できない。

そうすると、番号73（再燃焼室ピット）は、第1審被告が主張する構築物ではなく、機械及び装置として再燃焼室及び後燃焼ストーカ等の焼却設備と一体のものとして減価償却資産とすべきであるが、前記のとおり、それ自体の独自の効用が特にあるとは考えられないところから、ばい煙処理の用に供されているものとは認められない。したがって、機械及び装置として、他の燃焼設備と一体として、耐用年数省令1条1項2号別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

3 本件施設に係る平成10年8月期の特別償却について（争点(2)）

【判示(7)】

- (1) 本件施設は、工場棟上屋があるほか、それぞれ独立の機能、効用を有する機械及び装置等により構成されており、これを全体で1つの機械及び装置とみることが無理であり、それぞれの設備毎に減価償却をすべきものであることは、特別償却についても普通償却と同様であると解される。したがって、本件施設を一体として特別償却の対象とすべきであるとの趣旨の第1審原告の主張は、採用できない。
- (2) 本件施設のうち、番号2、6ないし17、32、36、38、39の各設備は、いずれも、措置法43条1項、措置法施行令28条1項、本件告示別表一の種類「機械及び装置」、区分「産業廃棄物処理用設備」、細目「高温焼却装置」に該当するから本件特別償却をすることができることは、当事者間に争いが無い。
- (3) 本件施設のうち、番号18ないし31、33、34、37、40ないし45、50、52、53の各設備は、いずれも、措置法43条1項、措置法施行令28条1項、本件告示別表一の種類「機械及び装置」、区分「ばい煙処理用設備」、細目「ばい煙処理用装置」に該当するから本件特別償却をすることができることは、当事者間に争いが無い。
- (4) 本件施設のうち、番号3ないし5は、いずれも、措置法43条1項、措置法施行令28条1項、本件告示別表一の種類「機械及び装置」、区分「污水处理用設備」、細目「污水处理装置」に該当するから本件特別償却をすることができることは、当事者間に争いが無い（なお、第1審原告は、上記各設備について、争点1の主張としてばい煙処理の用に供される機械及び装置であるとの主張をしているが、本件施設全体について本件特別償却をすることも主張し、上記各設備について污水处理装置であるとの趣旨に解される主張もしている。第1審原告の平成19年11月26日付け準備書面2頁参照）。

【判示(8)】

- (5) 番号1（廃棄物ピット）は、前記認定のとおり、建物である工場棟の上屋の一部であり、本件告示別表一は、種類「建物」について騒音防止用設備としての「遮音壁」しか規定しておらず、番号1が「遮音壁」でないことは明らかであるから、本件特別償却をすることはできない。
- (6) 番号51、54（蒸気タービン）は、前記認定のとおり、発電のための機械及び装置であるところ、本件告示別表一の種類「機械及び装置」における「污水处理用設備」を含む6つの各設備のいずれにも該当しないことが明らかであるから、本件特別

償却をすることはできない。

【判示(9)】 (7) 番号73(再燃焼室ピット)は、前記認定のとおり、焼却設備である機械及び装置の基礎として、それらと一体となる機械及び装置であり、前記(2)と同様に、措置法43条1項、措置法施行令28条1項、本件告示別表一の種類「機械及び装置」、区分「産業廃棄物処理用設備」、細目「高温焼却装置」に該当するから本件特別償却をすることができる。第1審被告は、番号1を構築物とした上で、争点2においても特別償却をすることができないと主張するが、そもそも再燃焼室ピットを構築物とみることが失当であることは前記説示のとおりである。

(8) なお、番号35(煙突)については、本件告示別表一・種類「構築物」、区分「ばい煙処理用設備」、細目「煙突(高さが70メートル以上のものに限る。)」の規定があるところ、本件施設の煙突は40メートルであり、本件告示に規定された煙突に該当せず、特別償却をすることはできないことは当事者間に争いが無い。

4 前記認定事実、争いが無い事実及び弁論の全趣旨によると、本件施設は、減価償却の基礎となる令54条所定の取得価格を算出する上で、これを建物、建物附属設備、機械及び装置、構築物、消耗品に区分し、更に、機械及び装置を、特別償却の対象となる高温焼却装置及び汚水処理装置と普通償却の対象となるばい煙処理装置及びその他の機械にそれぞれ区分してそれぞれの各設備の基準額に、共通仮設工事費、設計費、附帯設備、支払手数料及び借入金利息、除鉄マンガン装置を各設備の基準額等に応じて順次配賦すると、減価償却資産の取得価額は、原判決別紙5の「第五次配賦」欄のとおりとなる。

そして、これらの各取得価額に基づいて、前記の各設備の耐用年数について争いが無い部分と前記の認定判断によるものに従って、平成10年8月期については普通償却と特別償却を、平成11年8月期及び平成12年8月期については普通償却をそれぞれすると、本件各事業年度における普通償却限度額及び平成10年8月期の特別償却限度額は、原判決別紙6ないし8のとおりであり、次のとおりとなる。

ア 平成10年8月期の普通償却限度額 2億6465万5395円

イ 平成10年8月期の特別償却限度額 4億0648万4489円

ウ 平成11年8月期の普通償却限度額 4億7694万0559円

エ 平成12年8月期の普通償却限度額 3億7724万5338円

5 前記の各取得金額を算出する過程について補足すると、原判決53頁3行目冒頭から56頁19行目末尾までと同じであるから、これを引用する(ただし、原判決53頁3行目の「前記2説示の各設備の分類を前提に、」を削る。)

6 以上を前提にした本件各事業年度の第1審原告の法人税の税額計算は、原判決56頁20行目冒頭から62頁2行目末尾までと同じであるから、これを引用する。

7 結論

(1) 以上によれば、

ア 平成10年8月期の更正(本件裁決により一部取り消された後のもの)は、所得金額3億3988万0221円、差引所得に対する法人税額1億2648万2500円を超える部分、過少申告加算税賦課決定(本件裁決により一部取り消された後のもの)のうち納付すべき税額1412万6000円を超える部分は、いずれも違

法であるからこれらをいずれも取り消すべきである。

イ 平成11年8月期の更正及びこれに伴う過少申告加算税賦課決定処分（本件裁決により一部取り消された後のもの）は、いずれもそれらの税額が前記判断による税額を超えないから全部適法である。

ウ 平成12年8月期の更正（本件裁決により一部取り消された後のもの）は、所得金額5億6136万2161円、差引所得に対する法人税額1億7680万2900円を超える部分、過少申告加算税賦課決定処分（本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき税額311万6000円を超える部分は、いずれも違法であるからこれを取り消すべきである。

(2) よって、第1審原告の各請求のうち、前記(1)ア及びウの取消し部分についてはいずれも理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。したがって、第1審原告の控訴及び第1審被告の控訴をいずれも棄却することとする。

(3) よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安原 清藏

裁判官 八木 良一

裁判官 樋口 英明

争点表

番号	設備等の名称	基準額 (円)	争点1	種類/耐用年数			争点2	特別償却		
				原告	被告			原告	被告	
受入供給設備										
1	廃棄物ピット	64,405,516	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	建物(*1)	35年 31年	争点	○	×
2	廃棄物クレーン	53,000,000	争点			その他の機械装置	17年			
3	汚水タンク	3,600,000		ばい煙処理用機械装置	7年	汚水処理用機械装置	7年		○	
4	汚水ポンプ	1,000,000								
5	汚水噴霧ノズル(4個)	400,000								
6,7	No.1、2容器廃棄物コンベヤ	20,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年			
焼却設備										
8	投入ホッパ	1,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○	
9	給じん装置	25,000,000	争点							
10	ロータリーキルン	183,000,000	争点							
11	後燃焼ストーカ	33,000,000	争点							
12	油圧ユニット	5,600,000	争点							
13	再燃焼室	116,100,000	争点							
14	助熱バーナ	16,000,000	争点							
15	補助燃料タンク	2,700,000	争点							
16	補助燃料供給ポンプ	600,000	争点							
17	羽口金物冷却ファン	3,000,000	争点							
焼却ガス冷却設備										
18	ガス冷却用熱交換器	29,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年			○	
19	ガス冷却ファン	1,000,000								
排ガス処理設備										
20	反応蒸発塔	50,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年			○	
21	バグフィルター	139,000,000								
22,24	消石灰サイロ(消石灰定量供給装置・特殊反応助剤供給装置を含む)	18,000,000								
23	特殊反応助剤サイロ	12,000,000								
25	薬品供給ブロワ	3,700,000								
26	粉体噴射ノズル	500,000								
27	スラリータンク	3,900,000								
28	スラリーポンプ	1,700,000								
29	反応蒸発塔パージファン	700,000								
余熱回収設備										
30,31	廃熱ボイラ(スーツブロワ・スーツブロワパージファン・ボイラ循環ポンプ・ブロータンク・脱気器給水ポンプ・純水装置・ボイラ薬注装置を含む)	190,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年			○	
通風設備										
32	押込ファン	6,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○	
33	誘引ファン	10,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年				
34	循環ファン	2,000,000								
35	煙突	38,000,000		構築物			10年		×	
36	風道	31,428,100	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○	
37	煙道	23,571,900		ばい煙処理用機械装置			7年			

番号	設備等の名称	基準額 (円)	争点1	種類/耐用年数			争点2	特別償却	
				原告	被告			原告	被告
灰出設備									
38	灰出コンベヤ	16,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○
39	焼却灰移送コンベヤ	24,000,000	争点						
40~43	No. 1~4飛灰移送コンベヤ	15,000,000							
44、45	飛灰混練機(飛灰ホッパ含む)	15,000,000		ばい煙処理用機械装置			7年		
給排水設備									
46	冷却水ポンプ	1,200,000		機械共通費(機械装置に配賦)				同左	
47	機器冷却塔	3,000,000							
48	雑用水ポンプ	1,000,000							
49	排水ポンプ	300,000							
共通設備									
50	雑用空気圧縮機	15,000,000		ばい煙処理用機械装置			7年		○
余熱利用設備									
51、54	蒸気タービン(ドレンポンプ・ドレンタンクを含む)	119,700,000	争点	機械共通費(機械装置に配賦)	その他の機械装置		17年	争点	機械共通費 ×
52	復水器	37,400,000		ばい煙処理用機械装置			7年		○
53	復水タンク	2,900,000							
電気計装設備									
55	電気設備	70,000,000		機械共通費(機械装置に配賦)				同左	
56	計装設備	47,000,000							
付帯設備									
57	架構・架台	65,000,000		機械共通費(機械装置に配賦)				同左	
58	配管設備	45,000,000							
59	予備品・消耗品	10,000,000		減価償却資産でない				-	
60	機械据付工事	280,000,000		機械共通費(機械装置に配賦)				同左	
61	電気工事	50,000,000							
62	計装工事	30,000,000							
63	現地運転費	55,000,000							
64	製品検査費	15,000,000							
65	輸送費	10,000,000							
66	機械関係設計費	(84,000,000)		(煙突及び機械装置に配賦)				同左	
67	電気計装関係設計費	(15,800,000)		(電気設備・計装設備・電気工事・計装工事に配賦)				同左	
68	土木建築関係設計費	(60,200,000)		(土木建設工事に配賦)				同左	
土木建設工事									
69	工場棟上屋	210,000,000		建物(*1)		35年	31年	×	
70	工場棟基礎	25,594,484							
71	誘引送風機棟上屋	20,000,000		建物(*1)		45年	38年		
72	誘引送風機棟基礎	70,000,000							
73	再燃焼室ピット	48,000,000	争点	機械共通費(機械装置に配賦)	構築物		60年	争点	機械共通費 ×
74	その他基礎	20,000,000		機械共通費(機械装置に配賦)				同左	
75	電気設備工事	25,800,000		建物附属設備			15年	×	
76	給排水・衛生設備工事	24,800,000							
77	冷暖房・通風設備工事	13,400,000							
78	消火・災害報知設備工事	6,000,000		建物附属設備			8年	×	
79	共通仮設工事	(10,000,000)		(土木建設工事に配賦)				同左	
	建設費合計	2,650,000,000							

(*1)平成10年8月期につき上段、平成11、12年8月期につき下段の耐用年数。